

NHK跡地について

令和2年9月第3回定例会・教育市民委員会資料

■登記簿記載内容

地番: 千葉城町2番5
地目: 宅地
地積: 11,784.85m²
所有者: 日本放送協会(NHK)

■経緯

平成29(2017)年12月
市とNHKで売買契約に向けた協議に関する覚書を締結
(協議期限: 平成33(2021)年4月30日)
平成31(2019)年 1月
熊本城跡 千葉城地区(JT跡地、NHK跡地)保存活用基本構想策定
令和元(2019)年10月
特別史跡 熊本城跡に追加指定
※現在: NHKによる旧会館の解体工事中

取得時期の延期について

■当初予定

NHKとの協議期限及び文化庁補助活用のためのスケジュールを踏まえて、令和2(2020)年度中の取得完了を目指していた。
※令和2(2020)年度の文化庁補助対象事業とするためには、令和3(2021)年3月末までに土地の所有権移転登記までを完了させる必要があった。

■取得時期

令和2(2020)年度中の取得完了が出来なくなったため、取得時期を延期し、令和3(2021)年度中の取得完了を目指す。延期については、NHKへ依頼中。

■令和2(2020)年度中の取得完了が出来なくなった理由

NHK跡地における土壤汚染対策法に基づく「土壤汚染状況調査」結果が確定するのが令和2(2020)年9月になるため、市側の手続き上必須となるスケジュール(不動産鑑定士による鑑定評価作業、取得金額の確定作業、NHKとの合意、仮契約締結までを終えて第4回定例会に本契約議案上程)での取得が出来なくなった。

そのため、第3回定例会での取得経費の補正予算を計上せず、取得時期を来年度の令和3(2021)年度に延期するもの。

■今後の動き

NHKと今後の売買契約に向けた協議に関する覚書の協議期限の変更を行う。